



富大教職組 第75回定期大会開催

活動報告と方針を全会一致で採択

7月31日（水）午後6時15分より、2024年度富山大学教職員組合第75回定期大会が開催されました（4年ぶりの対面での開催です）。

資格確認で、代議員15名、出席者10名（定足数8名）が確認され、大会が成立した旨の開会宣言が行われました。

その後、議長団の選出が行われ、人文・理分会の鈴木晃志郎氏、田中大祐氏が選出されました。

また、書記には、人発分会の和田充紀氏が任命されました。

・開会宣言があり、入江幸二中央執行委員長から挨拶がありました。

* 全大教よりメッセージを頂いております。

議事 1 : 2024年度活動経過報告（入江委員長）

議案書の内容を要約しつつ説明（〈1〉この1年間の取り組み、新年俸制・任期制、業績評価、教職員の給与・手当、入試業務、連絡会の活用、過半数代表者選出の取り組み、組合規約、選挙規定の見直し）



【質疑討論】

・議案書4頁 誤字の指摘

11行目：若手教員の人気→若手教員の任期

14行目：基準が明解腕ないこと→基準が明確でないこと

第1号議案採決（賛成8 反対0 保留0）→賛成多数により採択

議事 2 : 2023年度会計決算報告（大野副委員長）議案書34頁。

前年度と異なる個所について要点の説明。

会計監査報告（上保）問題なしと報告。

第2号議案採決（賛成：8 反対：0 保留：0）

→ 賛成多数により採択。

議事3 2024年度活動方針案（入江委員長）議案書29頁以降。

活動方針案 質疑応答

Q1・一般企業において賃金の賃上げの現状を受けて、大学での給与についてはどのように考えるか・

（回答）喫緊の課題とまではいかないが、「人件費並びに教育費・研究費の増額を要求」している。今後も引き続き要求をしていくこととしている。

Q2・学費値上げについて、どのような対応を考えているのか

回答：値上げとまらない方向で対応をしている

Q3・大学として、学外公募のみを基本方針とする一方で、学系内公募も行っていると聞く。組合として確認や把握などを行っているのか。今後の方針があるのか？

回答：全学団交の場で、話題にはしている

回答：学系内公募は従来通りに行っている。学系内公募の場合にも、不利益はないという回答を得ている。

Q4・学系内公募がどの学部でどの程度なされているのか

回答：データを示すなど共有ができるとよい。

Q5・過半数代表者からは、執行部とのやり取りが大変であり引継ぎが困難と聞いている。どのようなやり取りを行なわれているのかについて、今後は、開かれた場として情報を共有し業務がわかるようになるとうい。

回答：中執からも参加をしている。意図を確認したうえで、意見を出している。情報については、組合ニュースでも知らせているので、確認をしていただけるとよい。

方針案 採決（反対：0 保留：0 賛成：9） → 賛成多数により可決。

議事4：2024年度予算案（藤田副委員長）議案書39頁。

Q1・P39 「収入の部 前年度繰越金」と「支出の部 翌年度繰越金」が合わない

回答：金額の訂正： 2,466,355円 → 2,496,355円

Q2・P39 「収入の部 未払金」とは？

回答：3月分の保険料を4月に支払うなど、年度をまたいですぐに支出されるものであり、これまでもこのように扱ってきている。

予算案 採決（反対0 保留0 賛成9）→ 賛成多数により可決。

議事5：第5号議案規約改正（案）について説明（吉井書記次長）

1. 組合規約について

(1) 訂正：

・組合規約 新旧対照表 P18 「新たな第56条→新たな57条」

(2) 追加説明：以下、資料に沿って説明がなされた

・組合規約 新旧対照表 P4 第14条

・組合規約 新旧対照表 P6 第23条 新設

・組合規約 新旧対照表 P7 第25条

・組合規約 新旧対照表 P8 第27条および28条

・組合規約 新旧対照表 P12 第43条

・組合規約 新旧対照表 P14 第52条

・組合規約 新旧対照表 P15 第57条

2. 富山大学教職員組合選挙規定について

(1) 追加説明：以下、資料に沿って説明がなされた
富山大学教職員組合選挙規定 新旧対照表

・選挙規定第3条及び第8条の改正理由

・選挙規定第4条の改正理由

Q1・第14条の「処分」については、誰が、どのような基準で提案するのか

回答：執行部から提案を行うことになる

Q2・第23条6項「責任を問われない」とあるが、具体的にはどのようなことか？

回答：大会以外の場合、責めを負わない・・・

回答：第23条2項にある、妨害行為とは異なる

Q3・2通りの対応が記載されていることにより、都合よく解釈をされる可能性が懸念される。他の組合でも、6項の記載があるのか。23条については、解説や注釈があるとよいのではないか。

Q4・23条において、表記の統一が望ましい。「議長及び副議長」「議長・副議長」「議長若しくは副議長」の部分。

回答：今期はこのままでお願いしたい。

Q5・分会で代議員や中央委員会を選出する必要がある。どのような順に決定することが妥当か。

中央執行委員が決まった後に全ての委員を決めるという理解でよいのか

回答：中執行委員選出に関わる選挙管理委員は、前年度に選出された選挙管理委員→つまり、選挙管理委員（2023年度選出）→2024年度の中央執行委員会選出→

中央執行委員選出後→分会の役員決定（代議員・中央委員会）

→実際には、分会によって異なる

Q6・第14条②「大会出席者」→「大会出席者の代議員」

Q7・第57条について、「月額」の意味か？

Q8・事情は理解ができるが、ある程度の試算が必要なのではないか。

回答：組合員の減少が続く中、組合費の検討が必要

Q9・第58条「公認会計士の証明書」の部分を実施していないため、削除の方がよいのではないか

回答：労組法により規則として入れておく必要あり

回答：次年度からは、会計監査報告と合わせて、議案書に「公認会計士の証明書」を入れる方向ですすめる

Q10・第14条②のあと、スペースを入れる

Q11・第44条第6項について詳細を説明してほしい。

Q12・第49条に、分会構成の規定を明記してほしい

Q13・第52条③「分会執行委員会は最低限分会委員長・分会会計監査・選挙管理委員のみで構成できる」とあるが、正しくは、「分会には、分会委員長・・・・分会会計監査・選挙管理委員を置くことができる。ただし、最低限分会委員長・分会会計監査・選挙管理委員のみで構成できる」とすべきではないか

Q14・富山大学教職員組合選挙規定第4条について、「役員、中央委員、分会世話人およびその候補者は選挙管理委員になることはできない」とあるが、正しくは「役員、中央委員、およびその候補者・分会世話人は選挙管理委員になることはできない」

Q15記の統一の指摘：組合規約について、「おこなう」「行う」「行なう」

Q16・・・P14（任務）→（任務と構成）

以上の議論を受けて、以下の軽微な修正を加えることとする。

- ・語句の統一：第23条「議長若しくは副議長」
- ・加筆：第57条に「月額」

議事5 2024年度役員の紹介、投票の結果拍手で承認。

新役員、一言ずつ挨拶。

閉会宣言（藤田副委員長）

2024年度役員の皆さんです

委員長	入江 幸二	人文・理分会
副委員長	大野 圭介	人文・理分会
副委員長	木村 巖	人文・理分会
書記長	吉井 千周	本部分会
書記次長	上保 敏	人文・理分会
書記次長	和田 充紀	人間発達分会
執行委員	児島 博紀	人間発達分会
執行委員	島田 互	人文・理分会
会計監査	柿崎 充	人文・理分会
会計監査	酒徳 昭宏	人文・理分会

1年間よろしくお願ひします



**職場の環境を良くしませんか。
みなさんの「声」がたくさん集まると、労働条件等を改善する
大きな力になります。ぜひ、教職員組合にご加入ください。**

